

「原子力災害対策充実にに向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて
(報告内容概要)

1. 島根原子力発電所における事故収束活動プラン

<要請事項①>

原子力事故収束活動にあたる「緊急時対応チーム」の更なる充実について

(1) 事故収束活動の体制

- ▶ 事故収束活動に備え、初動対応要員として 34 名*が休日昼間・夜間も常駐し、迅速に活動できる体制を整備。

(東日本大震災前は 21 名。今後 42 名へ増員することを計画中。)

※ 初動対応要員 34 名の内訳

本部要員 (事故対応指示, 通報連絡対応他) : 5 名

運転員 : 7 名

緊急時対策要員 (給水, 電源確保要員等) : 22 名

(2) 事故収束活動のための対策および使用する資機材

- ▶ 重大事故を起こさないための対策 (地震対策, 津波対策, 電源・冷却設備・水源の確保等) および万一重大事故に至った場合の対策 (放射性物質の放出量・拡散抑制対策, 緊急時対策所の整備等) を実施中。
- ▶ 発電所構内以外で保管している放射線測定器や防護服等の資機材についても, 予めリスト化し, 数量, 保管場所等を管理。

(3) 事故収束活動に係る要員の力量

- ▶ 発電所の緊急時対策要員等の対応能力の向上を図るため, 意思決定や現場対応等の役割に応じた教育・訓練の充実・強化。

(4) 更なる事故収束活動の充実・強化

- ▶ 他社の良好事例の取入れや本社原子力施設事態即応センターの改善等も踏まえた緊急時対応訓練を通じて, 継続的な改善を図る。
- ▶ 原子力事業者各社が保有する可搬型の電源, ポンプ等の資機材についてもデータベース化し, 設備仕様に加え, 接続規格, 使用燃料の情報を管理・共有。

<要請事項②>

原子力緊急事態支援組織「レスキュー部隊」の更なる充実について

(5) 原子力緊急事態支援組織の整備 (福井県美浜町, 本年 12 月本格運用開始予定)

- ▶ 事業者が共同で, 原子力発電所での緊急事態対応を支援するための組織を設立。必要なロボットや除染設備を配備し, 各事業者の要員訓練を実施。緊急時には, これらの資機材を発電所に向けて輸送し, 支援を実施。
- ▶ 現在, 本格運用開始に向け, 拠点施設の建設, 資機材の拡充, 体制・機能の強化を実施中。

2. 島根原子力発電所発災時における原子力災害対策プラン

<要請事項③>

被災者支援活動にあたる「被災者支援活動チーム」の整備について

<要請事項④>

被災者支援活動に関する取組みをまとめた原子力災害対策プランの策定について

(1) 国・関係自治体への通報連絡

- ▶ 原子力災害が発生した場合、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、速やかに国・関係自治体へ通報連絡を実施。
- ▶ 通報連絡に際しては、地上回線や衛星回線など、多様な通信手段を確保。

(2) 住民のみなさまの避難に対する役割

- ▶ 発電所周辺に居住されている住民のみなさまの避難にあたっては、原子力事業者として、社員の教育・訓練を含めた社内体制を整備し、関係自治体とも連携を取りながら、最大限の対応を実施。
- ▶ 具体的には、島根地域原子力防災協議会等で検討・作成中の「島根地域の緊急時対応」に基づき、原子力事業者としての役割を果たす。
(例) 避難退域時検査への協力や放射線防護資機材の提供等

(3) 関係自治体との連携強化のための訓練

- ▶ 地域のみなさまの避難対応を円滑に行うための取り組みとして、関係自治体主催の原子力防災訓練に参加し、関係自治体・機関との連携を強化。
- ▶ 避難退域時検査会場等での避難者・避難車両の汚染検査、誘導などの役割を担う。

(4) 住民のみなさまの相談窓口・損害賠償対応体制

- ▶ 原子力災害が発生した場合には、直ちに相談窓口を開設し、住民のみなさまからの問合せに対応。
- ▶ 損害賠償への対応にあたっては、体制を整備し、原子力損害の賠償に関する法律等、国の原子力損害賠償制度の枠組みの下で、迅速かつ適切に対応。

(5) 原子力事業者間の支援体制

- ▶ 原子力災害が発生した場合に備え、事業者間協力協定を締結(平成12年6月)。
- ▶ 災害収束活動で不足する放射線防護資機材等の物的な支援を実施するとともに、環境放射線モニタリングや周辺地域の汚染検査等への人的、物的な支援を実施。
- ▶ 協定内容は、福島第一原子力発電所事故の対応実績等を踏まえ、随時充実化。平成26年9月から、災害発生時の広域住民避難への対応として、協力事項に「住民避難支援」を明記し、避難退域時検査等に対応できるよう放射線測定要員等の派遣や資機材の提供の拡充を実施。

以上